

所長指示第 4 号

令和 5 年 3 月 6 日

広島拘置所長

受刑者のテレビ視聴について

当所自営作業就業受刑者のテレビ視聴について、下記のとおり定めるので遺漏なきを期されたい。

なお、平成 25 年 12 月 3 日付け当職指示第 42 号「受刑者に対するテレビ視聴等について」は廃止する。

記

1 視聴時間等

別紙 1 のとおりとする。

2 テレビ視聴の心得

テレビの視聴に関し、テレビ視聴心得（別紙 2）をテレビ視聴該当者の居室に配布して遵守させること。

別紙 1 (テレビ視聴時間等)

1 自営作業就業者 (炊事工場作業指定者以外)

視 聴 日	視 聴 時 間	視聴場所	選 局
平 日 (矯正指導日を含む)	18:00～20:55	各居室	自 由
土日祝日	10:00～11:30 13:00～15:00 18:00～20:55	各居室	自 由

2 炊事工場作業指定者

視 聴 日	視 聴 時 間	視聴場所	選 局
就 業 日 矯正指導日	18:00～20:55	各居室	自 由
代 休 者	10:00～15:00 18:00～20:55	各居室	自 由

3 仮釈放前指導対象者

視 聴 日	視 聴 時 間	視聴場所	選 局
平 日	12:00～13:00 17:00～ <u>22:00</u>	各居室	自 由
土日祝日	10:00～ <u>22:00</u>	各居室	自 由

4 備考

- (1) 大相撲開催中は、午後 5 時 15 分から午後 6 時までの間、大相撲を視聴させる (仮釈放前指導対象者は除く)。
- (2) 制限区分第 1 種又は第 2 種 (上) に指定されている受刑者については、視聴時間を午後 10 時まで延長する。
- (3) 工場内運動実施中は、希望者にテレビを視聴させる。
- (4) 点検及び食事中は視聴時間中であってもテレビの視聴は認めない。
- (5) その他、年末年始等の連休期間のテレビ視聴については、別途定める。

別紙 2

テレビ視聴心得

テレビの視聴に当たっては、次に定める事項を遵守すること。

- 1 テレビ番組は、原則として自由とするが、番組が指定された場合は、指定された番組を視聴すること。
- 2 テレビの視聴が許された日時以外に視聴しないこと。
- 3 共同室におけるチャンネル選局については、同室に収容されている者が順番で視聴番組を選定することとし、特定の者だけが独占的に番組を指定したり、他の選定者に番組の選定を強要しないこと。
- 4 テレビを視聴することを目的として勝手に席次を変更しないこと。
- 5 職員の指示があった場合を除き、テレビの設定変更は行わないこと。
- 6 テレビが映らない場合は、直ちに、その旨を職員に申し出ることとし、勝手に調整（修理）などをしないこと。
- 7 テレビの音量は、隣室に迷惑がかからない程度とすること。
なお、共同室においては、視聴しない者への配慮を怠らないこと。
- 8 大声を出したり、手を叩いたりして騒音を発することなく静かに視聴すること。
- 9 テレビの故障となる行為（テレビを叩いたり、水などを掛けたり、物を置いたりしないこと。）はしないこと。
- 10 テレビ番組を利用して賭け事などの反則行為をしないこと。
- 11 テレビを勝手に移動させないこと。
- 12 テレビを視聴しないとき又は入室するときは、電源スイッチを切ること。
- 13 テレビ視聴時間中であっても、点検中及び食事時間中は、電源スイッチを切ること。
- 14 テレビの故障等により、視聴できない場合があることを承知しておくこと。